

【令和2年度要求額19百万円(新規)】

愛玩動物看護師の国家資格認定に係る整備を行います。

1. 事業目的

- ① 愛玩動物看護師法の制定(令和元年6月の公布から3年以内に施行)に伴い、実施が必要となる国家資格認定にかかる制度の構築を検討する。
- ② 農水省と共同で行う国家資格認定試験にかかる体制を整備し、実施に至るまでの問題を整理して試験の実施にかかる準備を行う。

2. 事業内容

愛玩動物看護師が国家資格となる事に伴い、

- ・国家資格認定試験実施にかかる検討
- ・国家資格認定試験の実施にかかる必要経費等調査
- ・国家資格認定試験を共同実施する農水省との連絡・調整

などが必要となる。

近年設置された国家資格試験の実施状況と必要経費等を調査し、愛玩動物看護師法による国家資格認定試験の実施準備の資料となる情報を収集する。

また、国家資格認定試験の獣医療にかかる部分を担当する農水省と、試験の実施にかかる調整を行い、法施行に向けて準備を行う。

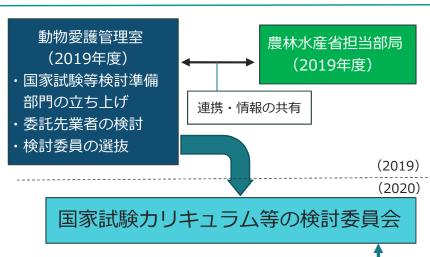
3. 事業スキーム

■事業形態 委託事業

■委託先 民間事業者・団体または大学/研究機関

■実施期間 令和2年度~

4. 国家試験カリキュラム等の検討委員会



試験カリキュラムの 検討(農水省共管)

・試験管理組織の運営 体制構築 など



農林水産省担当部局 (2020年度)

国内実態調査 (2020~) フォローアップ (2021~)

お問合せ先: 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 電話:03-3581-3351(内線6656)